

会議名	逗子市において発生した金銭的な損害の取扱いに関する協議【概要】
日 時	2026年（令和8年）3月31日(火)15時35分～15時45分
場 所	逗子市役所 5階 第2会議室
出席者	逗子市： 鈴木 紀夫 総務部参事（弁護士）
	葉山町： 工藤 昇 弁護士（葉山町顧問弁護士）
作成日：令和8年4月3日 作成者：弁護士 鈴木紀夫 【概要】 ・①資本費と処理費の明確化、②生ごみ搬入の平準化、③年末の生ごみ搬入、④工期延長に起因する損害が問題となっていることは理解しているが、④が解決していないことをもって、開始時期を遅らせるべきではない。 ・訴外（話し合い）で④を解決する場合、「和解」に該当し、議会の議決が必要となる可能性がある。 ・④について、訴外での解決が困難な場合、訴訟、民事調停等も検討せざるを得ない。 以上	